

## ○総務省令第 号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第七条第一号、第十条第一項第三号イ、第四十一条第一項から第三項まで及び第五項、第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）並びに第七百七十六条の二並びに日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第二条第五項ただし書の規定に基づき、電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 林 芳正

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令

（電気通信事業法施行規則の一部改正）

第一条 電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規

定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(電気通信事業の登録申請)</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 法第十条第一項第三号イに規定する専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるものとして総務省令で定めるものは、第十四条第四号及び第五号に掲げる電気通信役務(当該電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備である伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する電気通信設備を用いるもの又は御電気通信役務に該当するものに限る。)とする。</p> <p>3 法第十条第一項第三号イの総務省令で定める第一号基礎的電気通信役務の種別は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 第十四条第一号及び第三号から第五号までに掲げる第一号基礎的電気通信役務</p> <p>〔二・三 略〕</p> <p>〔4～7 略〕</p> <p>(第一号基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 法第七条第一号の総務省令で定める電話に係る電気通信役務は、次に掲げるもの(御電気通信役務に該当するものを含む。)とする。</p> <p>〔一～二の二 略〕</p> <p>三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号及び第五号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの</p> <p>イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの(共同住宅等(一戸建て以外の建物をいう。以下同じ。)内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)に限る。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務(インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの(当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外ときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。)であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。)</p> <p>(1) 基本料金(利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。))をいう。以下このイ、次号イ及び第五号イ、第二十三条の四第二項第十号の四並びに第二十三条の九の五</p>	<p>(電気通信事業の登録申請)</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 法第十条第一項第三号イに規定する専らその者の設置する電気通信回線設備を用いて提供される第一号基礎的電気通信役務に準ずるものとして総務省令で定めるものは、第十四条第四号に掲げる電気通信役務とする。</p> <p>〔3 同上〕</p> <p>一 第十四条第一号、第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務</p> <p>〔二・三 同上〕</p> <p>〔4～7 同上〕</p> <p>(第一号基礎的電気通信役務の範囲)</p> <p>第十四条 「同上」</p> <p>〔一～二の二 同上〕</p> <p>三 第一号に掲げる電気通信役務を提供する電気通信事業者が、事業用電気通信設備規則第三条第二項第六号に規定するインターネットプロトコル電話用設備(電気通信番号規則(令和元年総務省令第四号)別表第一号に掲げる固定電話番号を使用して音声伝送役務の提供の用に供するものに限る。以下この号において同じ。)を設置して提供する音声伝送役務であつて、次のイ及びロに掲げるもの</p> <p>イ インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備(当該設備に係る回線の全ての区間が光信号伝送用であるもの(共同住宅等(一戸建て以外の建物をいう。以下同じ。)内にVDSL設備その他の電気通信設備を用いるものを含む。)に限る。以下同じ。)のみを用いて提供される電気通信役務(インターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備に対応する部分に係るもの(当該電気通信役務がその他の電気通信役務と併せて一の種類の電気通信役務として提供されている場合であつて、当該一の種類の電気通信役務に係る固定端末系伝送路設備の大部分がインターネットプロトコル電話用設備である固定端末系伝送路設備で提供されているときは、当該一の種類の電気通信役務に係るものを含み、それ以外ときは、その種類の電気通信役務に係るものを除く。以下「光電話役務」という。)であつて、次のいずれかに掲げるものに限る。)</p> <p>(1) 基本料金(利用者が電気通信役務の利用の程度にかかわらず支払を要する一月当たりの料金(付加的な機能に係るものその他これに類するものを除く。))をいう。以下このイ、次号イ、第二十三条の四第二項第十号の四及び第二十三条の九の五第一項第十二号</p>

第一項第十二号の二において同じ。)の額(当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約(以下このイにおいて「他の役務契約」という。)が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が次のいずれかで提供されるもの

- (1) 第二種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち、住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ、次号イ及び第五号イにおいて同じ。)の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下この(1)及び第五号イ(1)において「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額

〔(a) 略〕

〔(2)・(3) 略〕

〔ロ 略〕

〔四 略〕

五

モバイル網固定電話(インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備(事業用電気通信設備規則第三条第二項第七号に規定する携帯電話用設備をいう。以下この号において同じ。))を用いて提供する音声伝送役務(当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の端末設備又は自営電気通信設備に接続して提供されるものに限る。)であつて、次のイ及びロのいずれもが含まれるものをいう。)であつて、次のイ及びロに掲げるもの

イ 携帯電話用設備である端末系伝送路設備のみを用いて提供される電気通信役務(基本料金の額(当該音声伝送役務の契約において、当該音声伝送役務以外の役務の契約(以下このイにおいて「他の役務契約」という。)が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が次のいずれかで提供されるものに限る。)

- (1) 当該音声伝送役務のうち、住宅用として提供されるものであつて月額住宅用基本料金の最高額を超えない額で提供されるもの
- (2) 当該音声伝送役務のうち、住宅用として提供されるもの以外のものであつて、第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち事務用として提供されるものの基本料金の最高額を超えない額で提供されるもの

ロ 携帯電話用設備に係る緊急通報(警察機関、海上保安機関又は消防機関への緊急通報に係るもの(イに掲げるものを除く。))に限る。)

(第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号から第五号までに掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。))又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該

の二において同じ。)の額(当該光電話役務の契約において、当該光電話役務以外の役務の契約(以下「他の役務契約」という。)が必要とされる場合にあつては、当該他の役務契約により利用者が支払うこととなる基本料金を合算した額とする。)が次のいずれかで提供されるもの

- (1) 第一種適格電気通信事業者が提供する第一号イに掲げる電気通信役務のうち、住宅用として提供されるもの(施設設置負担金(電気通信事業者が電気通信役務の提供を承諾する際に利用者から交付を受ける金銭をいう。以下このイ及び次号イにおいて同じ。)の支払を要しない契約に係るものを除く。)の基本料金(以下「月額住宅用基本料金」という。)の最高額を超えない額

〔(a) 同上〕

〔(2)・(3) 同上〕

〔ロ 略〕

〔四 同上〕

〔新設〕

(第一号基礎的電気通信役務の提供方法等の報告)

第十四条の二 前条第三号及び第四号に掲げる第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者は、利用者が当該第一号基礎的電気通信役務の提供を受けるために当該電気通信事業者以外の者が提供する他の役務に係る契約が必要となる場合は、様式第十二の六により、当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域(市町村(特別区を含む。以下この条及び様式第十二の六において同じ。))又は市町村の一部を単位とする場合にあつては、当該市町

市町村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 法第四十二条第三項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の規定による届出をしようとする者は、様式第二十の二の届出書に、次の各号に掲げる事業用電気通信設備についてそれぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

【一〇七 略】

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（モバイル網固定電話用設備（事業用電気通信設備規則第三条第二項第九号に規定するモバイル網固定電話用設備をいう。次号において同じ。）を除く。） 次に掲げる書類

【イ〜リ 略】

八の二 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備（モバイル網固定電話用設備に限る。） 次に掲げる書類

イ 第一号に定める書類（回号ソ、ツ及びビノに掲げるものを除く。）

ロ 総合品質に関する基準値及びその測定方法に関する説明書

ハ その他イ及びロに掲げる書類を補足するために必要な資料（法第四十一条第二項に規定する技術基準に適合するために電気通信設備の全部又は一部の機能をソフトウェアが制御することにより仮想化した当該機能の特性を利用した対策又は措置を講ずる場合にあつては、当該書類に対応する当該対策又は措置に関する説明書を含む。）

【ハの三 略】

（緊急通報の通信回教）

第四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第一号ロ、第三号ロ、第四号ロ及び第五号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回教について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後二月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

様式第4（第4条第7項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
[1~8 略]	
9 ワイヤレス固定電話	

村又は当該市町村の一部の区域）等について、その実施の日の三十日前までに総務大臣に報告するものとする。当該第一号基礎的電気通信役務の提供の方法、提供を行う区域等を変更しようとするときも、同様とする。

（事業用電気通信設備の自己確認の届出）

第二十七条の五 【同上】

【一〇七 同上】

八 法第四十一条第二項に規定する電気通信設備のうち、第一号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供する電気通信設備 次に掲げる書類

【イ〜リ 同上】

【新設】

【ハの二 同上】

（緊急通報の通信回教）

第四十条の四の二 総務大臣は、各第一種適格電気通信事業者に係る第十四条第一号ロ、第一号ロ、第三号ロ及び第四号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に関する通信回教について、関係機関に対し、必要な資料又は情報を求めることができる。

2 総務大臣は、前項の関係機関から必要な資料又は情報の提供を受けたときは、年度経過後二月以内を期限として、当該資料又は情報を当該第一種適格電気通信事業者に通知するものとする。

様式第4（第4条第7項第2号、第4条の2第3項第2号、第9条第1項第2号、第10条第2項、第60条の2第2号関係）

提供する電気通信役務

電気通信役務の種類	提供する役務
[1~8 同左]	

10	モバイル網固定電話
11～30	[略]
31	上記1から30までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス
32	[略]
33	[略]
34	[略]
35	上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務

[注1～6 略]

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から34までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

[8・9 略]

様式第5（第5条第1項関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第5の2（第5条第2項第1号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第5の3（第5条第2項第2号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第5の4（第5条第2項第3号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の

9	ワイヤレス固定電話
10～29	[同左]
30	上記1から29までに掲げる電気通信役務を利用した付加価値サービス
31	[同左]
32	[同左]
33	[同左]
34	上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務

[注1～6 同左]

7 「インターネット関連サービス（IP電話を除く。）」又は「上記1から33までに掲げる電気通信役務以外の電気通信役務」を提供する場合には、参考として、「電子メールサービス」、「ホスティングサービス」、「IXサービス」、「無線呼出し」等具体的なサービス内容を併記すること。また、法第164条第1項第3号の指定を受けた者にあつては、当該指定に係る電気通信役務について、参考として、具体的なサービス内容を併記すること。

[8・9 同左]

様式第5（第5条第1項関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第5の2（第5条第2項第1号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第5の3（第5条第2項第2号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第5の4（第5条第2項第3号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第5の5（第5条第2項第4号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第7（第8条第1項関係、第9条第9項関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 略]

様式第7の2

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 略]

様式第7の3

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 略]

様式第7の4

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 略]

様式第7の5

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 略]

様式第9（第9条第5項関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

[2・3 同左]

様式第5の5（第5条第2項第4号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第7（第8条第1項関係、第9条第9項関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 同左]

様式第7の2

[略]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 同左]

様式第7の3

[略]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 同左]

様式第7の4

[略]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 同左]

様式第7の5

[略]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2 同左]

様式第9（第9条第5項関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第9の2（第9条第6項第1号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第9の3（第9条第6項第1号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2～4 略]

様式第9の4（第9条第6項第2号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第9の5（第9条第6項第2号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2～4 略]

様式第9の6（第9条第6項第3号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第9の7（第9条第6項第4号関係）

[略]

注1 変更事項は、業務区域若しくは基礎的電気通信役務に係る業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 略]

様式第18の5（第25条の5関係）

[略]

注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から35までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

[2～5 略]

様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項関係）

[略]

様式第9の2（第9条第6項第1号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第9の3（第9条第6項第1号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2～4 同左]

様式第9の4（第9条第6項第2号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第9の5（第9条第6項第2号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2～4 同左]

様式第9の6（第9条第6項第3号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第9の7（第9条第6項第4号関係）

[同左]

注1 変更事項は、業務区域又は電気通信設備の概要の別を記載すること。

[2・3 同左]

様式第18の5（第25条の5関係）

[略]

注1 「第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の種類」の項には、様式第4の表の1から34までに掲げる電気通信役務の別を記載すること。

[2～5 同左]

様式第38の2（第40条の3第2号、第40条の4第1項関係）

[同左]

第1表 第14条第1号から第5号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費用		うち設備 利用部門費 用			
		うち第一 種公衆電話 機台数削減 以外の費用	うち第一 種公衆電話 機台数削減 費用				
[略]							
4 第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの						
	(2) 同号ロに掲げるもの						
	小計						
5 第14条第5号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの						
	(2) 同号ロに掲げるもの						
	小計						
合計							

注1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ及び第5号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

[2～7 略]

[第2表 略]

第1表 第14条第1号から第4号までに掲げるもの

役務の細目	営業 収益	営業費用				営業 利益	摘要
		うち設備管理部門費用		うち設備 利用部門費 用			
		うち第一 種公衆電話 機台数削減 以外の費用	うち第一 種公衆電話 機台数削減 費用				
[同左]							
4 第14条第4号に掲げるもの	(1) 同号イに掲げるもの						
	(2) 同号ロに掲げるもの						
	小計						
合計							

注1 法第108条第1項の規定による指定を受けようとする電気通信事業者がこの表を作成する場合には、第14条第1号ロ、第2号ロ、第3号ロ及び第4号ロに規定する第一号基礎的電気通信役務に係る営業収益、営業費用及び営業利益を含めないものとする。

[2～7 同左]

[第2表 同左]

備考 表中の [ ] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合)</p> <p>第二条の二 法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、ワイヤレス固定電話役務(電気通信事業法施行規則(昭和六十年郵政省令第二十五号)第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。)<u>又はモバイル網固定電話役務(同条第五号に掲げる電気通信役務をいう。)</u>(以下この条において「ワイヤレス固定電話役務等」という。)を提供するために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているときとする。</p> <p>一 <u>ワイヤレス固定電話役務等は、光提供区域(地域会社が電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第三項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。)</u>以外の区域において提供することを基本とすること。</p> <p>二 <u>光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務等を提供すること。</u></p> <p>イ <u>利用者(電話の役務の提供を受けようとする者を含む。ロにおいて同じ。)</u>に対し光電話役務(電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。ロにおいて同じ。)も提供することができる旨を勧奨した場合において、当該利用者が<u>ワイヤレス固定電話役務等の提供を受けようとする旨を希望したとき。</u></p> <p>「ロ 略」</p> <p>ハ <u>災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務等を提供するとき。</u></p>	<p>(法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合)</p> <p>第二条の二 法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、ワイヤレス固定電話役務(電気通信事業法施行規則(昭和六十一年郵政省令第二十五号)第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。<u>以下この条において同じ。</u>)を提供するために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているときとする。</p> <p>一 <u>ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域(地域会社が電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)第一条第三項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。)</u>以外の区域において提供することを基本とすること。</p> <p>二 <u>光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務を提供すること。</u></p> <p>イ <u>利用者(電話の役務の提供を受けようとする者を含む。ロにおいて同じ。)</u>に対し光電話役務(電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。ロにおいて同じ。)も提供することができる旨を勧奨した場合において、当該利用者が<u>ワイヤレス固定電話役務の提供を受けようとする旨を希望したとき。</u></p> <p>「ロ 同上」</p> <p>ハ <u>災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務を提供するとき。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(事業用電気通信設備規則の一部改正)

第三条 事業用電気通信設備規則(昭和六十年郵政省令第三十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章 「略」</p> <p>第三章 「略」</p> <p>    「第一節」</p> <p>    「第四節 略」</p> <p>    「第五節 略」</p> <p>    「第二款」</p> <p>    「第四款 略」</p> <p>    第五款 モバイル網固定電話用設備 (第三十五条の二十四、第三十五条の二十七)</p> <p>    第六款 その他の音声伝送用設備 (第三十六条、第三十六条の九)</p> <p>「第三章」</p> <p>「第六章 略」</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>「一」</p> <p>「八 略」</p> <p>九 「モバイル網固定電話用設備」とは、事業用電気通信設備のうち、電気通信事業法施行規則第十四条第一項第五号に規定するモバイル網固定電話の提供の用に供するものをいう。</p> <p>「十」</p> <p>「十四」 「略」</p> <p>第二章 「略」</p> <p>第五節 音声伝送役務の提供の用に供する電気通信設備</p> <p>第五款 モバイル網固定電話用設備</p> <p>(適用の範囲)</p> <p>第三十五条の二十四 この款の規定はモバイル網固定電話用設備について適用する。</p> <p>(基本機能)</p> <p>第三十五条の二十五 第三十五条の九の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。</p> <p>(総合品質)</p> <p>第三十五条の二十六 電気通信事業者は、当該電気通信事業者の用いるモバイル網固定電話用設備に接続する端末設備等における通話の総合品質に関して、総務大臣が別に告示するところに従い、あらかじめ基準を定め、その基準を維持するように努めなければならない。</p> <p>2 電気通信事業者は、そのモバイル網固定電話用設備の使用の開始前に、前項の基準を総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとする場合も同様とする。</p> <p>(緊急通報の優先的取扱い)</p> <p>第三十五条の二十七 第三十五条の二の五の規定は、緊急通報の優先的取扱いを行うモバイル網固定電話用設備について準用する。この場合において、同条第一項中「災害時優先通信(緊急通報及び法第八条第三項に規定する重要通信のうち電気通信事業法施行規則第五十六条第一号に定める機関が発信する通信(当該機関に電気通信役務を提供する電気通信事業者が当該機関)とに指定する端末回線の一端に接続された端末設備等から発信されるものに限る。)をいう</p>	<p>目次</p> <p>第二章 「同上」</p> <p>第三章 「同上」</p> <p>    「第一節」</p> <p>    「第四節 同上」</p> <p>    「第五節 同上」</p> <p>    「第一款」</p> <p>    「第四款 同上」</p> <p>    第五款 その他の音声伝送用設備 (第三十六条、第三十六条の九)</p> <p>「第三章」</p> <p>「第六章 同上」</p> <p>附則</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一」</p> <p>「八 同上」</p> <p>「新設」</p> <p>九 「同上」</p> <p>「十」 「同上」</p> <p>第二章 「同上」</p> <p>第五節 「同上」</p> <p>「新設」</p>

。以下同じ。）」とあるのは「緊急通報」と、同項各号及び同条第二項中「災害時優先通信」とあるのは「緊急通報」と読み替えるものとする。

**第六款** 「略」

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備、PHS用設備及びモバイル網固定電話用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六條において同じ。)について適用する。

(準用)

第四十四条の二 「略」

「2 略」

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備(モバイル網固定電話用設備を除く。)について準用する。

「4・5 略」

6 第三十五条の九、第三十五条の二十六及び第三十五条の二十七の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。

(準用)

第四十五条の八 「略」

「2～7 略」

8 第三十五条の九、第三十五条の二十六及び第三十五条の二十七の規定は、モバイル網固定電話用設備について準用する。

備考 表中「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**第五款** 「同上」

(適用の範囲)

第三十六条 この款の規定(第三十六条の四第三項及び第三十六条の九を除く。)は、音声伝送役務の提供の用に供する事業用電気通信設備(特定端末設備並びに二線式アナログ電話用設備、総合デジタル通信用設備、電気通信番号規則表第一号に掲げる固定電話番号を使用して電気通信役務を提供するインターネットプロトコル電話用設備、携帯電話用設備、特定携帯電話用設備及びPHS用設備を除く。第三十六条の四第二項及び第五十六條において同じ。)について適用する。

(準用)

第四十四条の二 「同上」

「2 略」

3 第三十五条の二の五の規定は、災害時優先通信の優先的取扱いを行う事業用電気通信設備について準用する。

「4・5 同上」

「新設」

(準用)

第四十五条の八 「同上」

「2～7 同上」

「新設」

(電気通信事業報告規則の一部改正)

第四条 電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、これを加える。

改正後

(定義)

第一条 「略」

2 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

〔一〜四の二 略〕

四の三 モバイル網固定電話 電気通信事業法施行規則第十四条第五号に規定する電気通信役務をいう。

〔五〜二十六 略〕

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 次の表の報告対象事業者の欄に掲げる電気通信事業者は、それぞれ同表の様式番号の欄に掲げる様式により、毎四半期経過後二月以内(様式第二第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、毎報告年度経過後二月以内)に、同表の報告対象役務の欄に掲げる電気通信役務に関する当該四半期末(様式第二第二表、様式第二、様式第四、様式第五第二表、様式第六及び様式第十五の三の二によるものについては、当該報告年度末)の契約等の状況について、書面又は別に定める磁気ディスクその他これに準ずるもの(以下「書面等」という。)により総務大臣に提出しなければならない。

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔略〕	〔略〕	〔略〕
ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
モバイル網固定電話	モバイル網固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の三
〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕

〔2〜8 略〕

様式第5の3 (第2条第1項関係)

改正前

(定義)

第一条 「同上」

2 「同上」

〔一〜四の二 同上〕

〔新設〕

〔五〜二十六 同上〕

(電気通信役務契約等状況報告等)

第二条 「同上」

報告対象役務	報告対象事業者	様式番号
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いてワイヤレス固定電話を提供する電気通信事業者	様式第五の二
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔2〜8 同上〕

〔新設〕

電気通信役務契約等状況報告

利用数

年 月 日現在

サービスの種類 モバイル網固定電話

事業者名

都 道 府 県	利 用 数
合 計	
参 考 事 項	

- 注1 モバイル網固定電話のために最終利用者に付与されている電気通信番号の数を記載すること。
- 2 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 3 「都道府県」の欄に記載する都道府県の順序は、日本産業規格都道府県コードの番号の順序によること。
- 4 記載する都道府県の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 5 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

備考 表中の [ ] の記載及び表外規定の「」を省略した箇所を斜線部分を除く全体にわたる箇所（上線を含む。）は対記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この省令は、令和八年十一月一日から施行する。

### (経過措置等)

第二条 第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。以下同じ。）第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る電気通信事業法第十九条第一項の規定による契約約款の届出をしようとする者は、この省令の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新施行規則第十五条の規定の例により、当該届出を行うことができる。

第三条 新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る電気通信事業法第四十二条第三項の規定（同条第四項の規定において準用する場合を含む。）による電気通信設備の自己確認の結果の届出をしようとする者は、施行日前においても、新施行規則第二十七条の五（第八号の二に係る部分に限る。）の規定の例により当該届出を行うことができる。

2 新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話に係る第三条の規定による改正後の事業用電気通信設備規則第三十五条の二十六第一項の基準については、施行日前においても、当該基準を定め、同条第二項の規定の例により当該基準を総務大臣に届け出ることができる。

第四条 この省令の施行の際現に新施行規則第十四条第五号に掲げるモバイル網固定電話を提供する

者は、施行日から三月以内に、当該モバイル網固定電話について新施行規則第七条第二項の届出書及び第八条第一項の届出書を提出しなければならない。